

これからの家庭保育

齋藤 貴子

On Infant-Care in Japanese Family

by

Takako Saito

1. 今なぜ「家庭保育」が問われているのか

いま、日本人は、情報化社会、国際化の渦中であって、政治や経済、文化・芸術、学術等諸側面にわたって外国人とのコミュニケーションを活発に展開する時代を生きている。そうした中で、日本人がとる行動やものの考え方などが国際的に改めて評価されたり、疑問視されるようなことも多くなってきている。

他方、身近かなこととして、進学率が上昇して大学や大学院、短大等の高等教育を受ける青年が増加し、その増加の率は特に女子に著しいが、反面、受験を志向する生活が幼少期から強まっているような風潮の中で、小学校や中学校に行けないというような子供が多くなってきていて心配されている。

さらに、出生率が低下し続けていることが、高齢者人口増加の予測と相まって、年金や医療等の福祉制度に対する国の将来計画に大きな影響を与えつつある。

以上のようなことは、その元をたどると、日本人の家庭づくり、家庭保育のとり組みと大きなかかわりがあることに気づく。しかし、社会的に家庭や家庭保育が重要な問題として意識化され始めている割には、日常の生活では私達はその重要性を案外意識せずに過していることも事実である。

本論では、日本人の家庭保育について、単に育児学や心理学の域からだけではなく、諸側面からスポットを当ててみることで、今日の課題と展望を浮き彫りにしてみようと思う。

2. 現代における家庭保育の光と影

現代の日本の「家庭保育」の光と影とをここでは「家庭」そのものの光と影とも関連させながら、いくつかのトピックスを手がかりに考えてみることにする。

(1) 20才前後の女子短大生の結婚観にみる明るさ

平成3年9月に、筆者が担当している「女性ゼミ」で、「結婚」に関する意識調査を行った。その結果のうち、いくつかのものをピックアップしてみたい。

まず、調査項目「あなたは将来結婚したいと思いますか」という質問に対して、服飾美術科の学生の場合は約90%が、幼児教育科の学生の場合になると約97%の学生が「当然結婚したいです」

と答えており、彼等の結婚に寄せる期待が大変高いことがわかった。言いかえると、結婚を明るいものとして捉えていることが推察された。総理府広報室による昭和47年、昭和54年、昭和59年の「婦人に関する意識調査」、「婦人に関する世論調査」の中で「結婚」に関する調査部分がある。短大生に近い若い女性（18才～24才）に対する「結婚」への意識調査の結果は次のようであった。「なんととっても女の幸福は結婚にあるのだから結婚したほうがよい」「精神的にも経済的にも安定するから結婚したほうがよい」「人間である以上当然のことだから結婚したほうがよい」等、女性は結婚したほうがよいと考えている者の合計が各調査とも約70%になっている。女子短大生の場合、同年代の女性に比較して、結婚に寄せる期待はさらに高いようである。

結婚を肯定的に受けとめている短大生に対して、さらに、「それでは、あなたは結婚に何を期待していますか」という質問をしたところ、その多くが「経済的安定」と「精神的安定」と答えている。このことには、一人立ちして生きることへの不安が表われていると考えられ、結婚に寄せる期待という明るさの裏の不安というか暗さのようなものがみえる。

(2) 若いアイドル達の結婚、子育てへ寄せる若い人達の熱いまなざし

最近、若い人達のアイドルである女優、歌手、落語家、関取などの結婚、子育て等に対する若い人達の関心が強いように思われる。もっとも、このことには、彼等の結婚式、妊娠から出産、子育てに至るまでテレビで放映されるようなマスコミ側の話題づくりの問題が深く関係しているようであるが、若者達は、アイドル達の生活を自分達の生活の延長としてとらえているようである。

(3) 現代の家庭は、幻想のもとに共同生活をしている感情集団になってしまっているという指摘がある。

精神科医小此木啓吾は、日本の現代の家庭の多くが、いまや幸福という幻想のもとにまとまっている感情集団にすぎないものになってしまっていると言う。つまり、明治時代のように専制的な戸主に束縛されることはなくなったが、以前の「家風」などに代る家庭のルール、理念を持ち得ていない。その結果、多くの家庭が“自分達だけは幸福だ”と思いつくことで何とかつながり合っている感情の器になってしまっているという。そのような全体的特徴をかかえつつ、家庭はさらに次のようなタイプに類型化できると言う。

① ホテル家族

この家庭では、家族間のつながりは、いわばホテル利用者に近いものになっている。個々の家族のコミュニケーションは、希薄になってしまっており、家族はバラバラな生活をしている。しかし、家の中は、快適に整えられ、ポットの中にはいつもお湯が入っていていつでもお茶が飲めるような状態になっている。

このような家庭の場合、家族の世話をするのは、多くの場合、妻であり、母親である。もっとも、サービスの直接的な部分を担うのは、多くの電化製品、コンピューターなどで、一人一人の家族は直接的にはこうした機器と対話し、個室の中のそれぞれの世界にひきこもっている。ただ、ホテルにも程度があるように、このタイプに属する家族には、単なる同居人の集まりでしかない廃屋寸前のような場合もあるようである。家庭がホテルのようになってしまった原因には、次のようなことが考えられるという。

第1の原因として考えられることは、家庭が感情の器となったことで、お互いの感情の衝突、傷つけ合いが深刻になり、結局、うまくつき合うには互いにあまりかかわり合わない方がよいのではないかということでこういう状態になった。

第2の原因としては、現代社会の動向の一つである現代人のシゾイド人間化（人と人との間に距離を置いて、自分の本心を明かさずに、それぞれの相手、場合にふさわしいかのようなパーソナリティー像をあらわす傾向。このことばは、元来、精神医学・精神分析学で使用されているも

ので、現代では、新しいひとつの適応様式をもった意味で使われることもある)や操作人間化(子どもが母親は自分の思いどおりになるのが当然だということから発生して、むしろ、母親を支配しながら母親に存在している関係をコンピューターやテクノ・システムにまで拡大する傾向をもつこと)を促すような巨大な社会的要因が家庭に影響を与えたことによる。

②劇場家族

このタイプの家庭は、家族が互いに演技を競い合う劇場のような様相をおびているという。家族の関係は、それぞれが演技者になっていて、他の家族から拍手喝采を浴びることに懸命である。家族は、お互いに、かっこうよく演じ合うことで(いいお父さんになり切る、いいお母さんになり切る、いい子になり切るというように)団結心を強め合い、連帯感を強め合っているようなところがある。このような関係をもちながら、この家族はさらに近所や親戚からもよい家庭である、幸福な家庭ですばらしい人たちの集まりであるというように思われたがっているところがあるらしい。自分達でもそう思いたいところがあるので、家族全員で旅行したり、食事に出かけたりする。

③サナトリウム家族

この家庭の特徴は、家族全体に強い不安感が存在することである。この家族は「いつも、家族の誰れかが病気になったり、不幸な目に合うのではないか、傷ついたりするのではないかと心配」し合っている。家族にとって、家庭は病気や心のいたでを癒すサナトリウムだと思われ、そういう思い込みが「家庭のまとまりの基礎」になっている。しかし、皮肉なことに、この家族は、いつも危険をさけて安全に暮らそうとするので、かえって、家庭の中には不安の種がいつもつきまどっている。

④要基家族

このタイプの家庭には、被害妄想的な雰囲気があって、自分の家庭だけが一番正しいと考えているようなところがあるという。自分達の家庭の外にいる人間を敵と考え、非難攻撃することで自分達の団結心を強めている。

小此木は、以上のように現代家族を類型化した上で、現実の家族には、混合タイプとも言えるようなタイプもあるという。

いずれにせよ、どのタイプにも共通した次のような特徴もあるという。

第1に、どのタイプの場合でも、自分達の家族(家庭)はよい家族(家庭)だと思っていること。第2に、家族相互の争いや傷つけ合いが起こらないように、うまく処理されていること。第3に、美化した家庭像をもったことで自分達の家庭の欠点やみにくさが見えなくなり、家庭への思い込みを維持していること。第4に、それぞれの家庭にとって、家庭はなくてはならないものになっていること。

ところで、こうした特徴をもっているらしい現代の日本の多くの家庭は、ひとたび家族の中に障害児、病人、介護を要するような老人、学校に行けなくなった子供(登校拒否児のような)等が出ると、たちまち崩壊するようなもろさを持っているという。

(4) 家庭のなかで、父親の権威が弱くなっている。

平成4年9月3日付の読売新聞に、「父親の地位“脱落”」という見出しの次のような記事が載った。

「…………やるせないともいえる父親像が浮き彫りになったのは、東海銀行が東京など大都市に住む900人の父親の回答をもとにまとめたもの。

これによると、子供との平均会話時間は、平日で30分未満の父親が8割以上、休日でも6割を超える。原因としては、6割以上が仕事の忙しさを挙げている。

ふだん会話がない今、不満は随分たまっているようで『部屋は片付けない』『言葉遣いが悪い』

『流行ばかり追いかける』など様々。

だが、家庭内での地位低下が著しい中、なかなか思いは届かないようで、全体の約半数が威厳の低下を訴え、このうちの半数が『子供があまり自分の言うことを聞かない』と回答。9人に1人は『休日に邪魔者扱いを受ける』と答えている……」

(5) 家庭における家事、育児、老人介護等が依然として女性（母親）だけに任されていることが多く、このことを女性（母親）が負担と感じている。

³⁾ 総務庁は、平成4年9月11日、国民の時間の使い方や自由時間の利用方法を調べた「平成3年社会生活基本調査」（速報）を発表している。調査は平成3年10月、全国約99,000世帯の15才以上の男女25万人を対象にして行われたものである。

それによると、男性の家事、育児、買い物、看護などの家事労働時間は、昭和51年の調査に比べて2倍に増加しているものの、1日当たり24分にすぎない。これに対して女性の方は、1日3時間52分であり、前回の調査時（昭和51年）に比べてわずか8分の減であったとのこと。

女性の家事育児労働の負担は、特に働く女性の場合、深刻な問題となっている。例えば、平成4年8月27日付の朝日新聞に、「働く女性の電話相談 育児の悩み7割以上」という見出しの記事が出ている。記事の内容は、次のようなものであった。

「労働省の外郭団体、財団法人女性職業財団が働く女性を支援しようと始めた電話による情報提供『フレイフレーテレフォン』が、これまでに2,500件を超える相談に応じた。育児に関する問い合わせが7割以上。夫の協力がなかなか得られず、一人で悩んでいる女性が多いようだ。……中略……制度面でのネックになっているのは『夫たちのようだ』と、同財団の熊谷りう子事業部長は指摘する。『夫には“とても協力を頼めない”と女性が一人で悩んでいる』ケースが多いそうだ……」

(6) 共働きの核家族家庭の保育を支援する社会的な体制が日本では弱い。

日本では、夫婦共働きの核家族家庭の保育に対する社会的支援は、保育所を中心に展開されている。設置数では、父母のニーズにほぼ応えられるくらいのものが準備されている。しかし、そのサービスの主要な側面であるところの保育内容において、ニーズに対応しない部分が拡大していることが各方面から指摘されている。

具体的な問題としては、①保育所の保育時間が、父母（特に母親）の勤務時間にマッチしていないことが多い。このことは、近年、父母の仕事が多様化している中でより深刻化しているようである。②父母の仕事の多様化が進んでいる中で、その労働形態に対応した保育体制が求められている。例えば、泊まりの出張の母親の為に宿泊保育、休日保育なども導入してほしい等。③国民祝日、日曜日が休日でない父母も多いので、それに対応した保育を考えてほしい。④産休明けすぐから乳児を引き受けてくれる認可保育所が、まだ少ない。⑤乳児、病児（軽い）などの為に看護婦を配置してほしい。又、乳児、病児の為に空間を配慮してほしい。⑥少子化、保育の長時間化の中で、保育所に余裕のある保育空間がもっとほしい。

さらに、平成4年4月から、父親もとれることになった育児休業制度は、予算や制度上の不備の問題等もあって、事実上、活用しにくい状況があると考えられる。具体的には、休業中の親は無給であること、休暇をとることによる待遇上の不利益が予測されること、企業がこの制度を導入するか否かは企業の裁量にまかされていること等が関係しているようである。

(7) 若い人の子育て力が低下してきている。（保育所・幼稚園等の保育者、保健婦、小児科医などからの指摘）

若い父母の子育て力が低下しているという話をしばしば耳にする。例えば、朝、保育所に連れられてやってくる乳児の中に、前の晩からオシメに出した便を取りかえてもらえずに汚れたまま

の状態で来る子が結構いるとのこと。父母にすれば、保育所は、働く自分達を援助してくれるための福祉施設なのだから、保育に経験の少ない自分達よりは保育者に任せた方が楽だし安心であるという気持があるのだろう。また、小児科の医師などからは、乳児に与える食物がおかしくなっているという話を聞く。つまり、母乳やミルクの代わりにジュースや清涼飲料水を飲ませているような母親が結構いて、体が不調になったことで医師から指摘されてはじめてそのことに気がつくような場合も多いらしい。野生の動物なら当然、本能的に獲得しているところの、生まれた子に乳を与え、排泄物をきれいにとり除いてあげるというような親としての世話を人間の場合にはわからなくなってきている、避けようとするが出てきているということである。

この外に、虫歯の増加、ハイハイをさせない、姿勢がおかしい、知の方が優先するような子育てをする等歪んだ子育てをするような親も多くみられるようだ。このような子育て状況は技術・知優先のライフスタイルの進行なども関係していると考えられる。

(8) 少子化が社会の将来に陰を落している。

欧米諸国と同じく、日本でも年々少子化が進行し、1989年、ついに、一人の女性が一生のうちで産む子供の数が1.57を割った。1.57を割ると、その国の人口の再生産は不可能になると言われており、この時、1.57ショックという衝撃が国中を走ったようである。日本は、すでに高令化社会に入っており、出生率の低下は将来の社会の労働、福祉、医療、年金など様々な分野に大きく影響を与えざるを得ない事として各方面から憂慮され、国の対応等が求められているようである。

(9) 思春期、青年期に現れる発達的な問題の多くが、乳幼児期に受けた家庭保育の歪みと関係があるのではないかと考えられている。

このことについては、教育、医学、保健、福祉など様々な分野の臨床専門家達から指摘されている。

(10) 母親の蒸発による父子家庭が増加している。

日本では、児童福祉法に基づいて、保護者のない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童がいた場合、それを入所させて養護する施設である養護施設が準備されている。最近、この施設に入所する児童のうち、母親が蒸発したり行方不明になったことで養育が放棄されたり拒否された父子家庭の児童の入所が増加しているようである。このようなケースの場合、その多くが低所得、低学歴の両親であることが多いことは、注目する必要がある。

日本が経済的に高度の成長を遂げていたような時代でも、社会の裏側にはその恩恵にあずかれず、生活破壊に追い込まれていた多くの家庭が存在し、大人の犠牲にならざるを得ない多くの児童が存在していたという現実の姿を。

3. 日本の家庭、家庭保育をめぐる社会的状況にみられる時代的トレンド

前記2において、日本の家庭、家庭保育をめぐる時代的社会的状況を概観してみた。ところで、今の社会的状況は当然ながら、過去の社会的状況と深い関係をもっていると考えられる。それ故、今後の時代を展望する上で、現在の私たちの生きざまの中に流れ込んでいると考えられる過去の時代的なもの、民族的な文化のようなものを再意識化してみる作業が必要と考えられる。そこで、ここでは、家庭保育をめぐる過去の社会のトレンドについて概略的に把握してみたい。

図1は、江戸時代から現代までの家庭をめぐる社会的状況を表わす出来事を極めて大ざっぱにまとめたものである。図では、家庭をめぐる時代的トレンドという側面から、時代を3つのブロックに区分し、その上で、各時代におけるトレンドについて考察してみることにしたい。

図1 家庭保育をめぐる時代的社会的状況

| | |
|--------------|--|
| 江戸時代 | <p>士農工商の身分制が確立</p> <p>三大飢饉 …… 多数の餓死者が出、多くの子供が間引かれた</p> <p>佐藤信淵 …… 保育施設設置の案を諸侯に提案する（農村救済の為）</p> |
| 明治時代 | <p>「富国強兵政策」と「大日本帝国憲法」(22)、「教育勅語」(23)</p> <p>女子教育に対する啓蒙思想の登場（男女同権説をとなえる）</p> <p>23 新潟静修学校付設保育所開設</p> <p>44 「青鞥」発刊</p> |
| 大正時代 | <p>5 菊池寛著「父帰る」 …… 母性愛、愛情の至上主義をとなえる</p> |
| 昭和時代（初期-20年） | <p>16 第二次世界大戦</p> |
| (20年-35年) | <p>21 日本国憲法、 22 児童福祉法、（男女同権）（児童福祉施設）</p> <p>電気洗濯機等が家庭に普及し始める</p> |
| (35年-現在) | <p>工業化の進展と高度経済成長</p> <p>核家族化が進む</p> <p>単身赴任をする父親が増加する</p> <p>仕事を持つ母親が増加する</p> <p>出生率が低下する</p> |

〈江戸時代〉

江戸時代は、将軍・大名等によって土地、人々を支配する幕藩体制がしかれた社会である。人々の大多数は、貢租を負担する農民であり、農民を基礎にして士農工商という厳重な身分制により人々の生活が秩序づけられていた。

武士の家庭は、男子が領主のいる城に勤めに行き、女達は家を守るという分業体制になっていた。家族全体が、奉禄をくれる領主に命も心も捧げることが求められ、一人一人の家族の人間としての権利などは無視され、道具のような存在であった。

一方、社会の基礎である農民達は、この時代、慢性的に生じる飢饉と武士からの厳しい貢租の取り立ての中で苛酷な生活を余儀無くされた。苦しい生活の中に生まれる子の多くが間引かれ、ひどい飢饉の時には、家族全員、一村全戸が死に絶えてしまうことも多かったようである。このような農村の惨状を救わんとして多くの経世思想家が登場するが、その1人に佐藤信淵がいる。多くの思想家の中で彼はユニークな保育政策を持っていたという点で突出した存在であった。保育観と保育政策については、その著「経済要録」「垂統秘録」に記されているようである。

⁸⁾「経済要録」のなかでは、「処々に養育所を建て貧窮人の赤子を養い、以て墮胎・賊殺の難を救ふべし」とのべている。又「垂統秘録」のなかでは、「凡そ農家の婦人児を産むときは、其小児の5、6歳に至るまでの間は、其婦人稼業を勤むることを能はずして、農家の患難是より大なるは無し、故に慈育館・遊児廠を立てて此を済救保護せずんばあるべからず、是を以て小児ある

の家は、貧窮ならざる者と難ども、田畷（名地に配置された農業専門官）も教化廠の官人も能く世話して、其子を慈育館か遊児廠に送り遣はし、家業を存分に勉強せしむべし」とのべているようである。

彼は、公共の保育施設として構想した慈育館、遊児廠をかなり具体的なところまで考えていたようである。

慈育館というのは、出生から4、5才くらいまでの小児を養育するところである。四方の塙のある長屋で、長屋はいくつかに仕切られた部屋になっている。1部屋には7、8人から10人くらいの子を置く。世話をする人は、近くの農家の働ける老男夫、老婦人で、中央から保護の係官がきて慈育を伺どる。部屋には、名札が掲げられていて、父母や親族の者がいつでも来て菓子や玩具などを与えることができる。家に連れ帰ろうとする時は、係の者に言えば許可される。衣食はすべて、中央から給与される。乳児用の乳汁は、牛乳などで特別につくり、与えられる。

遊児廠は、4、5才から7才までの小児を遊ばせる所である。衣食はすべて、中央から与えられる。ここの子供は、昼の間は慈育館からくる子供と、父母の家で養育されている子児（貧窮でない家庭児）である。造りは、四方に垣を構え、その中の1方に5、6間四面の家があり、ここが小児の寝所となる。世話人は、慈育館と大体同じである。

彼の構想は、以上のように極めて具体的なものであり、彼は諸侯にこの考えを進言している。しかし、残念なことに、彼の提案を実現してくれた領主はいなかった。

〈明治元年～昭和20年〉

天皇を中心とする統一国家となった日本は、江戸時代にあった身分制度は廃止され、四民平等の社会が実現するかにみえた。

しかし、世界資本主義にまき込まれた日本は、急速な近代化が不可欠となり、明治政府は「富国強兵」をスローガンにした国づくりを強力におし進めた。明治22年に発布された大日本帝国憲法によって、スローガンが明文化され、天皇制絶対主義国家が確立した。日本の家庭は、この憲法に基づいて制定された「民法」により、天皇を頂点とする国家の下部組織として位置づけられることとなった。公教育も家庭教育も国家の倫理でとり組まれる基礎が確立したとみることができよう。

井上啓次郎は、『勅語街義』に於て、「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一国ハ一家ヲ拡充セルモノニシテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、以テ相異ナルコトナシ」と述べており、江戸時代に完成された封建体制下の家族主義が、国の段階にまで拡大されたことを意味するものといえる。

こうして、国に於ては天皇の、各家に於ては家長の絶対的権限が確立された。国に於ても家庭に於ても女性、児童の法的権利は殆ど無いに等しい状態に置かれた。離婚も夫側にのみ権利があり、その為、明治時代に入ってから、離婚される女性の数が急増した。小さな児を背中にくず拾いをする女乞食が多く見られたというこの時代の風物は、女性が置かれた状況を象徴していたといわれている。

明治初期、啓蒙思想家達によって女子教育の振興が説かれた。⁹⁾ 森有礼の「妻妾論」の中にも男女同権の考えがうち出されている。一方、女性の側からも体制的な良妻賢母主義教育というわくにかわって、解放された人間、女の生き方を実現しようとする平塚らいてう等の運動が明治末から展開される。しかし、森等の説は、国家主義的教育政策の強化の中で、たちまちどぎされてしまい、平塚等の運動も国家からの激しい圧迫を受けて展開せざるを得なかった。

しかし、皮肉なことに、日本の家族国家観が定着する一方で、資本主義形成にともなう近代化の波が逆に家庭の家族関係にも影響を及ぼして近代的家族関係を形成していくという矛盾を生ん

だ。この時代の幼稚園教育はその矛盾を補う場として考えられたようである。⁸⁾ 沢柳政太郎は、「『我が国の教育』のなかで、日本の母が子供に愛情をもつことはいいのだが、『ただ其の愛に溺れ過ぎる弊が一方にあって厳しい教育を施し独立して事を為す習慣を得せしむるのに都合のよくないことがあるかと思う』」と述べている。また、齋藤輩章は、「日本の家族制度の弊害は、欧米とは反対で、依頼心が多過ぎる事であります」（婦人と子ども）などと主張し、こうした家庭保育の欠点を補うのは、幼稚園でのよき教師のもとでの教育であると考えたようである。

このような期待のもとにとり組まれたこの時代における幼稚園教育内容の特色は、戦前の代表的な幼児教育者であった倉橋惣三の考えによく凝縮されていたと見ることができる。

倉橋は、⁹⁾「家庭教育の本義は、家庭生活それ自体の裡に自然に存する教育」と考え、生活はまた「無我的であり、没我的であり、一点の自意識も効果意識も伴はない」ものであるととらえて⁸⁾「日本の伝統的な情緒的自然観を家庭生活論の基礎におき、それを幼稚園教育へと拡大」したようである。倉橋のこのような幼児教育観に対して宍戸は、「そこでは近代的な子どもの権利擁護の立場ではなく、逆に『無我的、没我的』境地を求めようとする。それはなしくずしに『皇国の道』につながる理論でもあった」とみてとる。

さて、大正から昭和にかけて、社会の各方面で伝統のわくにかわる「解放された人間的な愛情」がうたわれるようになった。それは、新しい市民の倫理だったようである。つまり、愛情の至上主義、とりわけ母性愛の至上性が強調されたようである。¹⁰⁾ 梅棹は、そのような倫理観をうち出した旗手として菊池寛をあげている。このことに関連しながら、梅棹はその後の日本の家庭の変化について次のように言う。

「明治以後の家庭のかわりかたのうちで、めだつことのひとつは、子どもをたいせつにしはじめたことだといわれている。『うちは子ども本位の家庭です』というのが、いくらか進歩的なサラリーマン家庭のモットーになりだしたのは、おそらくは大正の末ごろからではないだろうか。それまでは、家はつねに父親中心であり、家長本位であるというたてまえがあった。子ども本位制というのは、だからじつは家父長専制の否定であった。だいたいこういうくみたてをもって、現代サラリーマン家庭は形成されてきたようである……中略……伝統にかわって母の愛が、いまや至上のものとなってきた。母の愛はすべてに優先する。……」

明治維新後、天皇を頂点とする明治政府によって強力に展開された日本の近代化は、昭和20年、日本が第二次大戦における敗戦国となることで幕をとじた。全体として、この時代は、家庭に対する国家と家長の権限が強化されるなかで、かえって無権利な状態の母と子どもの関係が情緒的に強められたようである。

〈昭和20年～現在〉

昭和20年、日本は、第二次大戦に対する自らの立場をポツダム宣言を受諾し無条件降伏することで終結させた。敗戦国となった日本は、連合国の管理下におかれることになった。焼土の中で、G・H・Qの指導の下に一連の民主化政策が進められたが、国際的反ファシズム連合の力と民主主義を求める国民の強い要求との中で、主権在民・基本的人権の尊重・平和主義を最大特色とする日本国憲法が成立し、1946年11月に発布された。

新憲法では、天皇は旧憲法のように国政に関する機能はもたないこととなり、国権の最高機関は国会となった。国民は、その基本的人権を平等に保障されることになった。この憲法をもとに、新しい法律が続々と制定され、民法も大巾に改正された。つまり、従来の家父長制的家族制度にあった家・戸主・家督の相続制が廃止され、妻と庶子の均等分割相続制が採用され、男女平等の原則・夫婦の権利平等の原則がうち出された。また、生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、母子保健法など家庭や家庭保育に密接なかかわりをもつ法律も制定、改正されていく。とりわけ、

児童福祉法は、その理念において、さらに児童育成の責任所在を保護者と同時に国や地方公共団体においたという点などにおいて画期的な内容をもつものであった。

戦後約10年、日本の多くの家庭は貧困と飢えとの戦いに明けくれたが、食糧獲得、保育所づくりなどの推進力となった婦人達の驚異的な力、国民全体の努力などにより、また国際的政治紛争による軍需景気などによって、日本は次第に経済力を回復するようになる。それにともなって、電機洗濯機などの電化製品が徐々に家庭に普及し始めるようになる。

昭和35年以降、日本の工業化が急速に進展し、高度経済成長が始まった。工業化の進展と同時に、日本の家庭はその形態を変えていくことになる。つまり、ヨーロッパやアメリカなどの先進諸国にも共通することであるが、工業化の進展とともに核家族化が進行することとなる。日本の場合、これに加えて、核家族家庭における父親の単身赴任の増加という現象も生じ（欧米では少ない）、さらに就労する母親の増加ということも問題になってきている。

また、情報化、老人化、国際化などという社会の変化の中で、家庭生活様式、家族関係、結婚形態、家庭保育のあり方などが多様化し続けている。

4. 日本の家庭保育の特色

第二次大戦後の日本の家庭、家庭保育は、情報化・国際化などの波に洗われ多様化し続けている。特に、戦後の日本は、アメリカから大きな影響を受けているところがあるので、ここでアメリカにおける家庭や家庭保育の変化を時代的に把握してみたいと思う。図2は、1950年代以降のアメリカの家庭をめぐる社会状況の変化を概略的に図示してみたものである。

まず、1950年代のアメリカは、第二次大戦直後はまだ大家族の時代で、物質的にも繁栄してい

図2 アメリカにおける家庭保育をめぐる社会的状況の移りかわり

1950年代（S35）

- ・戦後の繁栄のなかで、従来のピクトリアン的な道徳に反抗する世代が誕生する。（映画「理由なき反抗」に象徴）

1960年代（S35—S44）

- ・家族が多様化する。（離婚が一般的に認められるようになり、結婚が多様化する。（契約結婚、団体結婚、自由結婚等）
- ・核家族が誕生する。
- ・戦争（ベトナム）の不安が家庭に影響を及ぼす。
- ・ウーマンリブ運動が起る。
- ・プロテスタントの優位が崩れる。

1970年代（S45—S54）

- ・家族サイズが縮小する。
 - ・無責任離婚と片親家族が増加する。
 - ・核戦争の脅威が家庭、家族を襲う。
 - ・ウーマンリブ運動が吹き荒れる。
- 1979年 映画「クレイマー・クレイマー」が製作される。

1980年代（S55—平成元）

- ・結婚形態の多様化が進行する。
- ・離婚、混合結婚（子連れの男と女の再婚）が増加する。
- ・核戦争の脅威が頂点に達し、子供達に不安を与える。（5—12才児で核戦争が起こっても生き残りたい者は、20%しかいなかったという調査報告がある）
- ・子供の暴力（学校打ち壊し）、逃避行動（麻薬などへ逃げ込む）が社会的な問題となる。
- ・養子縁組が増加し、多様化する（独身の男性、女性でも養子縁組が可能となる）。

た時代である。しかし、そうした中に、静かな華命ともいうべき「理由ある反抗」が進行したようである。つまり、従来、家庭に深く入り込んでいた道徳をもつ世代が誕生していく。この時代のそのような社会状況は、映画「理由なき反抗」に描き出されている。

1960年代に入ると、ベトナム戦争が起こり、50年代の第2次大戦と朝鮮動乱にひき続く戦争のなかで、親に頼って生きることが不可能な若者中心に家族が多様化し核家族化していく。また、黒人運動やウーマンリブ運動も起こり、プロテスタントの優位性が崩れて行くなど激変の時代だった。

1970年代は、60年代に進行した核家族化が家族サイズの縮小化の方向へ進んだようである。つまり、子どもをもたない夫婦、片親家族（離婚によるあるいは未婚者が養子をもらうなどによる親子）などが増加した。ウーマンリブ運動が吹き荒れたこの時代の家庭の様子は、映画クレイマー・クレイマーに描き出されているようである。

1980年代から現代までのアメリカの状況は、結婚形態の多様化が進行し、離婚と子連れれの男女の再婚が増加しているようである。また、米ソ対立時の核戦争の脅威は、各家庭にも影響を与え、未来に希望をなくした子供の暴力事件が頻発し、また子どもに麻薬が流行するなど社会的な不安が広がったようである。こうした中で、結婚・家庭生活の究極は、大人の男女が父親としてあるいは母親としての役割をどうはたして生きるかという前に、1人の男や女としてどう相手と向き合えるかの問題であるという認識が強まっているようである。

このようなアメリカの家庭をめぐる社会的な変化は、日本の状況と極めて類似していることに気づく。いわば、日本がアメリカの数歩あとに従っているという観がある。しかし、家族の形態をこえた家庭の中身、家庭保育の中身などになると、日本の場合は、江戸時代からひきずって来た家庭の文化、家族関係の文化のようなものがアメリカとはかなり異質なものであるように思われる。

河合隼雄は、かつて、日本は母性社会という文化的特質をもち、父性社会としての欧米社会とはその文化に於て大きく異なっていると主張した。ここで河合のいう母性社会の原理、父性社会の原理について言及しておくことにしよう。

「母性の原理は『包含する』機能によって示される。それはすべてのものを良きにつけ悪しきにつけ包みこんでしまい、そこではすべてのものが絶対的な平等性をもつ。『わが子であるかぎり』すべて平等に可愛いのであり、それは子供の個性や能力とは関係のないことである。

しかしながら、母親は子供が勝手に母の膝下を離れることを許さない。それは子供の危険を守るためでもあるし、母一子一体という根本原理の破壊を許さぬためといってもよい。このようなとき、時に動物の母親が実際にすることがあるが、母は子供を呑みこんでしまうのである。かくて、母性原理はその肯定的な面においては、生み育てるものであり、否定的には、呑みこみ、しがみつきして、死に至らしめる面をもっている。

これを余りにも単純で抽象的な説明とするならば、ユングが母性の本質として述べている3つの側面をつけ加えて考えてみると、もう少し具体的となるだろう。彼は、母性の性質として、慈しみ育てること、狂宴的な情動性、暗黒の深さをあげている。」

一方、父性原理については、次のようにいう。

「父性原理は『切断する』機能にその特性を示す。それはすべてのものを切断し分割する。主体と客体、善と悪、上と下などに分類し、母性がすべての子供を平等に扱うのに対して、子供をその能力や個性に応じて類別する。極端な表現をすれば、母性が『わが子はすべてよい子』という標語によって、すべての子を育てようとするのに対して、父性は『よい子だけがわが子』という規範によって、子供を鍛えようとするのである。父性原理は、このようにして強いものをつくりあげてゆく建設的な面と、また逆に切断の力が強すぎて破壊に陥る面と、両面をそなえている。」

と述べている。

河合の言は、宗教学における「父性的宗教と母性的宗教」の論点とは微妙に喰い違っているとのことであるが、日本の家族関係を考える視点として傾聴に値する視点であろう。

戦後の日本の家庭のあり方は、形態的には欧米の影響を多分に受けて変化しているところがある。戦後の民主教育の中でお題目のように自主性とか自立性とかが尊重されてきたにもかかわらず、日本人が考える自主性、自立性は、欧米社会におけるものとは異なった甘いものであるという指摘が多い。そしてまた、このことを生活の中で痛感することも多い。江戸時代から受けついできたような画一主義、情緒主義的な文化の特質を痛感するからである。このような日本の社会全体がもっている文化的特質が、前掲2のところであつた小此木氏の「家庭が感情の器」になっているという状況を生み出していると考えすることは出来ないであろうか。

5. これからの家庭保育を考える。

ここでは、前掲1から4までに考察したことをふまえながら、これからの日本の家庭保育について概略的に展望してみたい。

(1) 現在進行している家族形態の多様化、縮小化は、なお進行していくことが予想される。片親家族などが増加することで、社会的な保育体制がより充実することが求められてくるであろう。

(2) 少子化傾向に対して、国は主として次の¹³⁾3つの政策を柱に対応しようとしているようである。

①育児手当を第1子から支給する。(第1子・第2子各5,000円、第3子1万円)

②多様化している保育ニーズに対応して、保育所での保育も考慮していく。

③育児休業制を強化する。(平成4年4月から、父親も休暇をとれることとなった。)

しかし、①については、支給額が少いということ。また、従来、就学前までの支給だったのが3才未満児にまで短縮されたということ¹⁴⁾。②については、北欧のスウェーデンなどに比べると、育休中の母親が保育所を利用できない等の問題があり、保育のネットワークを多面的に活用できない体制になっていること。③については、休業中の親は無給であること。(スウェーデンでは、休業中であっても、親は就業中の給料の8割から9割を支給されるしくみになっている)などからこの対策では少子化は当分くいとめられないだろうとする意見が多い。

他方、日本では少子化が進行していても、老人化の中で総数は増加している。また地球人口規模的にも人口の増加は進んでいる。以上のことを考え合わせると、少子化に対して、単に産めよ増やせよという対応だけでは問題は解決しないと考える専門家も多い。地域規模的な視点をも導入して、この問題を解決していくことが求められているといえる。

(3) 若い人達の育児能力が低下してきているという状況に対しては、保育に関する情報のネットワーク化を行政・民間サイドで積極的に推進し、必要な情報を入手しやすい環境を整えるということで親へ支援するという手がある。保育に関する情報センターのようなものを設置することは、その1つの手であろう。すでに、³⁾京都や大阪などでは、家庭で子育てをしている若い母親達を中心となって、各自の体験などを持ち寄って、子連れでショッピングを楽しめる店、食堂、劇場などのマップづくりをしているようである。こうした草の根的なとり組みが広がると、子育ても楽しくなり、親も成長していくことができるであろう。

(4) 若い親の育児能力の低下に対して、国はすでに、保育所を地域の一般家庭にも利用しやすい施設として開放し、保育相談業務も行う等の形で対応している。

また、学校教育でも、小中学校の家庭科を男女とも参加する教科にし、中学校の保育実習も、積極的な家庭科の教師は、男子にも参加させるなどという形で取り組みを始めているようである。

このような保育行政・学校教育の中で、楽しみながら育児にかかわる父親も増えていくことが予想される。

- (5) 情報化・国際化の中で、日本の家庭は、母性的といわれる日本的な家族関係・人間の育ち方に対して父性社会からの強いゆさぶりを受けることとなろう。多くの試練を経ながらも、父性社会における家庭と同様に、究極的には、父性社会と母性社会の調和の方向に向かっていくことが予想される。

〈参考文献・資料〉

1. 田中キミ子・東良信, 「新現代婦人の意識」, ぎょうせい, 1985年
2. 小此木啓吾, 「家庭のない家族の時代」, ABC出版, 1983年
3. 「月刊 女性情報10」, バド・ウィメンズ・オフィス, 1992
4. 「育児休業制度を考える」, NHK放映 1992年10月30日
5. 全国保育協議会編, 「保育年報 1990」, 全社協
6. 網野武博 朽尾勲編, 「養護原理」, チャイルド本社, 1987
7. 鈴木牧之, 「秋山記行・夜職草」, 平凡社, 1971年
8. 横山明他共著, 「現代保育入門」, 風媒社, 1975年
9. 国民教育研究所編, 「近代日本教育小史」, 草土文化, 1974年
10. 梅棹忠夫, 「女と文明」, 中央公論社, 1988年
11. 生命保険文化センター編, 「21世紀の家族像」, 日本放送出版協会, 1986年
12. 河合隼雄, 「母性社会日本の病理」, 中央公論社, 1976年
13. 全国保育団体連絡会・保育研究所編, 「1991 保育白書」, 草土文化
14. 西村秀俊他著, 「家庭と教育を考える」, 図書出版社, 1991年
15. 仲 新編, 「日本子どもの歴史5 富国強兵下の子ども」, 第一法規出版(株), 1977
16. 平塚らいてう, 「元始、女性は太陽であった」, 大月書店, 1971
17. 上笙一郎・山崎明子共著, 「日本の幼稚園」, 理論社, 1974年
18. 静岡女子大学婦人教育推進委員会編, 「これからの婦人—21世紀への指標—」, 酒井書店, 1987年